

米軍普天間飛行場所属CH-53Eヘリコプターによるコンテナ落下事故に関する意見書

去る7月13日12時30分頃、普天間飛行場所属のCH-53Eヘリコプターが沖縄県渡名喜村沖の海上に鉄製コンテナ1台を落下させる事故を起こした。沖縄防衛局は、コンテナの大きさは縦約2メートル、横及び高さ約2.5メートルと発表しており、報道によれば、重量については約1.1トンとされている。今回の落下事故は、一歩間違えば住民や観光客を巻き込む大惨事につながった恐れがある。命が脅かされる極めて危険な事態であり、断じて容認できるものではない。

今回の落下事故による人的・物的な被害はなかったが、事故自体があってはならないことであり、これまで本市議会は事件・事故等が起こるたび、再三にわたり強い抗議、再発防止策の徹底を求めてきたが、今回のような事故が再び発生したことに激しい怒りを禁じえない。

よって、本市議会は市民・県民の尊い生命及び財産並びに安全・安心な生活を守る立場から、CH-53Eヘリコプターによるコンテナ落下事故に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 一 事故原因を徹底究明し、速やかに公表すること。
- 一 実効性のある再発防止策を講じ、実施状況を明らかにすること。
- 一 再発防止策が講じられるまでの間、同型機によるつり下げ輸送や訓練を中止すること。
- 一 普天間飛行場の一日も早い閉鎖返還を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月30日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

沖縄基地負担軽減担当大臣、外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長